

(様式 10-1)

在フィンランド日本国大使 殿

**未成年の子に対する旅券発給の不同意書**

私、(氏名： )は、自分が親権者となっている(続柄： )  
の(子の戸籍上の氏名： ) (ヨミカタ・生年月日・性  
別： )に対する日本国旅券の発給に同意しません。  
仮に、(子の氏名： )に係る旅券申請が行われた場合には、  
旅券の発給についての私の同意を確認せずに日本国旅券が発給されることがないよう  
にしてください。  
なお、本不同意書提出後に、(子の氏名： )に係る旅券申請  
が行われた場合、申請を行った者に対して、私が旅券発給に不同意であることを明示  
的に説明して差し支えありません。  
(子の氏名： )の親権に係る状況は以下のとおりです  
(別添する戸籍謄(抄) 本は、親権等に係る最新状況を示したものです。)  
(以下、事情説明及び旅券発給不同意の理由)

令和 年 月 日

法定代理人(親権者)

氏名(自署) : \_\_\_\_\_  
住所 : \_\_\_\_\_  
連絡先(電話番号) : \_\_\_\_\_

## (様式10-1)

### (不同意書を提出する親権者への注意事項)

私(氏名: )は、本不同意書の提出に当たり、以下の事項の説明を受けました。

- 子(旅券発給不同意の対象とする未成年の子をいう。以下同じ。)が成年に達した時(婚姻による成年擬制の場合を含む。)又は子に対する親権を喪失した時に、旅券発給不同意は効力を失うこと。
- 将来、子の親権問題が解消等し、子に対する旅券発給に同意する場合は、書面をもって、旅券発給不同意を取り下げる必要があること。
- 住所、連絡先等に変更が生じた場合は、遅滞なく我が方在外公館又は都道府県旅券事務所を通じて書面によるそれらの変更手続を行う必要があること(当該手続を怠った場合は、子に係る旅券発給申請が行われた際に、在外公館又は都道府県から確認の連絡を受けることができず、不同意の状態を維持できなくなる可能性がある。)。
- 子の旅券発給の不同意書を提出した親権者が、子の旅券申請をする場合についても、両方の親権者の同意の確認が必要になること。
- 不同意申出者が日本法令上の親権を有しない場合、その不同意の申立てにかかわらず、最終的に子の旅券は発給される可能性があること。
- 子に対して現に発給されている有効な日本旅券は失効できないこと。